

「週休2日工事」試行実施要領

【主な改正内容（令和5年8月1日）】

① 用語の定義

- ・「週休2日」 4週6休以上 → 4週8休以上の現場閉所
- ・「発注者指定型」 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

② 試行の対象

週休2日工事の試行対象は、宮崎市が発注する全ての工事（営繕工事及び設備工事は除く。）とし、発注者指定型による発注を原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。ただし、緊急工事、年間維持工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。

③ 実施手続

- ・発注者指定型の導入

・受注者希望型においては、受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について協議するほか、週休2日工事の実施を希望しない場合は、その理由を明らかにし発注者に通知する。

④ 当初設計・変更設計の対応

令和5年8月1日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事に適用する。

- ・「発注者指定型」の場合 → 4週8休を基本に積算し、週休2日の対応状況が4週8休未満の場合、工期末に補正分を減額変更（4週6休以上であっても考慮しない）
- ・「受注者希望型」の場合 → 工期末に閉所状況に応じて補正分を増額変更（これまでどおりの対応）

⑤ 市場単価への対応

これまで対応していなかった市場単価について、補正を行う。

⑥ 工事成績評定

発注者指定型においては、4週8休の達成状況に応じて、工事成績評定にて評価する。